## 小牧市空家等対策計画改定について

資料 2

# 1. 小牧市空家等対策計画策定の趣旨

近年、地域における人口減少や少子高齢化、核家族化などを背景に、居住その他の使用がなされていない空家等が増加しており、中には、適切な管理がなされず、防災、衛生、景観など、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど社会問題となっている。

そのような背景のもと、小牧市では平成29年3月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、『小牧市空家等対策計画』を策定した。

その小牧市空家等対策計画の計画期間が平成33年度(令和3年度)までであることから、令和3年度で新たな計画の策定(改定)を行う。

# 空家等対策計画策定の根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号) 第 6 条

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号)

基本指針において示される空家等対策計画の策定(改定)における考え方は以下のとおりである。

- (1) 空家等対策の全体像を住民が容易に把握することができること
- (2) 空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等がもたらす諸問題について広く住民の意識を涵養するように定めること
- (3) 防災、衛生、景観等の空家等がもたらす問題に関係する内部部局が連携し、空家等に関する対策を分野横断的に記載した総合的な計画を作成すること
- (4) 周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対処するだけでなく、こ うした空家等のそもそもの増加を抑制する観点からの施策も含めた形で作成 すること

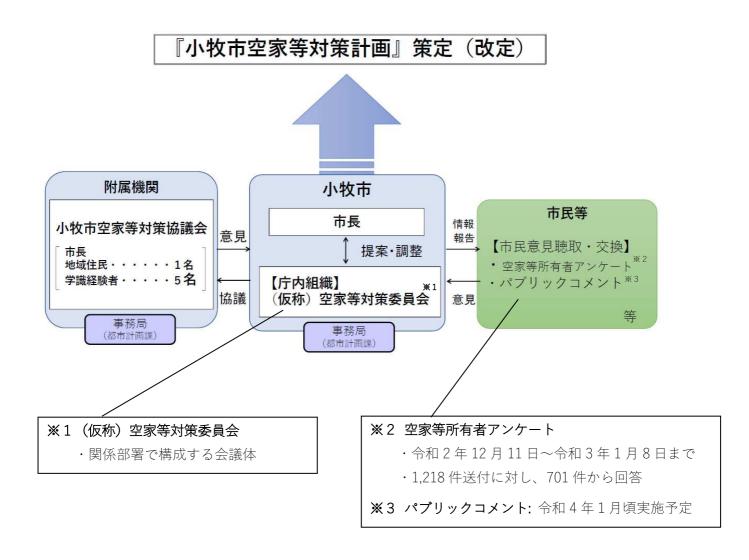
#### 2. 計画で定める事項

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他 の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

## 3. 計画期間

計画期間は令和4年度~令和13年度の10ヵ年計画とし、5年経過の令和9年度で見直すものとする。

## 4. 策定体制



# 5. 策定スケジュール (案)

